

監査結果報告書

令和7年度（2025年度）No.3

行政監査



ASAHIKAWA
CITY

旭川市監査委員

旭 監 第120号
令和8年3月31日

旭 川 市 長 今 津 寛 介 様
旭 川 市 議 会 議 長 福 居 秀 雄 様

旭 川 市 監 査 委 員 大 鷹 明
旭 川 市 監 査 委 員 坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員 中 野 寛 幸
旭 川 市 監 査 委 員 高 木 啓 尊

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第2項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の対象	1
4 重要リスク及び監査の着眼点	2
5 監査の実施内容	3

第 2 監査の結果

1 災害発生時の対応への備えの概要	3
2 着眼点別の状況	13
3 監査の結果	24
4 むすび	25

参考資料

災害対策の事務分掌	27
備蓄品一覧	34
訓練・研修一覧	39

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

災害発生時の対応への備えについて

2 監査の目的

令和 6 年能登半島地震をはじめとする自然災害の発生は、災害の脅威と防災の重要性を改めて認識する契機となっており、本市は災害の発生が比較的少ないと言われているものの、平成28年 8 月には大雨災害に伴い災害対策本部が設置されるとともに、国はマグニチュード 6 クラスの直下型地震は全国どこでも起こり得るとしているなど、実際に災害に直面するリスクを常に抱えている。

こうした中、旭川市防災基本条例や旭川市地域防災計画等では、市は防災対策を総合的に推進するとともに、防災に関する計画の策定及び体制の整備などの諸施策を実施することとされているが、平成29年度に「応急物資の備蓄及び管理について」をテーマに行政監査を行ったものの、他の施策については、これまで包括外部監査を含めて監査が行われる機会はなかった。

災害対策は、市民の生命、健康及び財産の確保に直結する重要な分野であるため、災害発生時に適切に対応するために、平常時の備えを適正に行っているか、3 E（経済性、有効性、効率性）の観点も含めて検証し、市の防災行政の効果的かつ効率的な運用に資することを目的とした。

3 監査の対象

(1) 対象事務

災害発生時の対応への備えに関する事務

災害対策に係る事務は多岐にわたり、全ての部局が関係するものであるが、監査資源が限られる中、効果的かつ効率的に監査を行うため、地震災害及び水害を想定し、市民の生命、健康等の確保に直結する事務である災害応急体制、水防活動、避難、生活救援などの災害時の対応に向けた、適切な初動対処に必要な事務である計画・マニュアル等の整備、備蓄品・資機材の整備、訓練・研修の実施、防災知識の普及などの平常時の備えに限定して、重点的に監査した。

(2) 対象部局

防災安全部、市民生活部、福祉保険部、環境部、経済部、土木部、消防本部、上下水道部

(3) 対象期間

令和7年度（監査基準日：令和7年8月31日）

ただし、訓練・研修については、対象部局において令和3年度から令和6年度までに実施した訓練・研修も対象とした。

4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク（対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。）及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
（基本的事項）	
(1) 不適正、非効率的な事務の執行	(1) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。 (2) 事務事業は、その目的を達成するために有効なものとなっているか。 ア 目的に見合った成果が得られているか。 イ 少子高齢化等の社会情勢の変化や男女共同参画の推進等の行政需要の変化への対応は適切になされているか。 ウ 慣例・前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。 エ 実態が実質的な内容を伴わず形骸化していないか。 (3) 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。 ア 事務事業の目的を超えた過大な支出となっていないか。 イ 成果に対して最少の経費及び労力で事務事業が執行されているか。 (4) 国又は他の地方公共団体との役割分担や費用負担は、適切なものとなっているか。 (5) 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。 (6) 内部統制が適切に整備され、運用されているか。 (7) 事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。 (8) 各部局間の連携がとれ、整合性、総合性があり、公平性、公正性が確保されているか。
（個別事項）	
(1) 計画・マニュアル等の不備	(1) 必要事項が適正に規定されているか。 (2) 関係法令等に定める事務手続を行っているか。 (3) 見直しは、効果、社会経済情勢の変化等を踏まえて、その修正原因を十分調査・検討の上適切に行われているか。

重要リスク	監査の着眼点
(2) 備蓄品・資機材の不備・不足	(1) 計画等に基づき、必要十分な品目や数量が確保されているか。 (2) 台帳等と実際の数量は整合するか。 (3) 保管場所や管理方法は適正か。 (4) 流通備蓄を想定している品目は、協定等により確保されているか。
(3) 訓練・研修の不足	(1) 計画等に基づき、定期的に行っているか。 (2) 実践的かつ効果的な内容となっているか。 (3) 結果を検証し、内容の改善やマニュアルの改正等につなげているか。
(4) 防災知識の周知不足	(1) 広報は適切に行われ、市民等に周知徹底されているか。

5 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和7年9月1日から令和8年3月30日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合及び分析、関係職員への質問、保管場所の実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

第 2 監査の結果

1 災害発生時の対応への備えの概要

災害発生時の対応への備えのうち、監査対象としたものの概要は次のとおりである。

(1) 災害発生時の対応

ア 災害応急体制

本市の防災対策については、旭川市防災基本条例において基本理念や市の責務、災害応急対策等に関する基本的事項などを規定しており、災害対策基本法に基づき策定している旭川市地域防災計画において、市を含む関係機関が実施すべき事務を定めている。

同条例では、市は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害応急対策を的確に実施するために必要な体制を速やかに確立し、必要な災害応急対策を実施するものとしており、同計画において、災害応急体制として、災害の発生するおそれ

があるため警戒が必要なときや災害の発生状況などに応じて、災害警戒配備体制や第1非常配備から第3非常配備までの災害対策本部体制を定めている。

災害の種類により配備基準が異なり、地震災害における災害応急体制は次表のとおりである。

体制	配備基準	内容	配備人員	
災害警戒 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度4の地震が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。 	情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	
災害 対策 本部 体制	第1 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。 	地震被害の応急対策のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制【自主参集】※	災害対策本部職員のおおむね3分の1の人員
	第2 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度5強の地震が発生したとき。 その他市長（本部長）が必要と認めたとき。 	第1非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制【自主参集】	災害対策本部職員のおおむね3分の2の人員
	第3 非常 配備	<ul style="list-style-type: none"> 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 その他市長（本部長）が必要と認めたとき 	市の組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に対処する体制【自主参集】	災害対策本部職員全員

※自主参集とは、市長の指示があったものとみなし、本部設置及び配備を自動的に行うものである。

災害対策本部体制では、市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、各部局及び課は同本部の部及び班として、災害対策の事務分掌に基づき、対策に当たるものとしている。

災害対策の事務分掌は、参考資料のとおりである。

イ 水防活動

本市の河川等による水害対策については、水防法に基づき策定している旭川市水防計画において、市を含む関係機関が処理すべき事務又は業務を定めている。

同計画では、水害による局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、市長を本部長とする市水防本部を設置し、各部局は同本部の部として、水防事務に当たるものとしている。

ただし、旭川市地域防災計画において、市災害対策本部が設置されたときは、市水防本部は市災害対策本部に吸収され、水防事務は市災害対策本部にて行うこととしている。

旭川市水防計画及び旭川市地域防災計画に定める各部局の水防活動は次表のとおりである。

担当部	活動内容
防災安全部 (総括部)	関係機関等との連絡調整 通信連絡機能の確保 気象予報等の受理伝達
土木部 (土木部)	所管する河川、排水路等の被害調査及び応急対策 所管する河川の巡視警戒 応急資材の調達及び分配 水防資機材の輸送 河川における樋門操作等の応急対策
消防本部 (消防部)	水防作業 重要水防区域の巡視警戒 人命救助 水災の警報、警戒広報、情報収集及び通信 消防職員の動員
上下水道部 (水道部)	河川における樋門操作等の応急対策

注) 担当部の括弧内は、旭川市地域防災計画における部の位置付け

ウ 避難

旭川市地域防災計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市民は自主的に、あるいは市の発令する避難情報に基づき、安全な場所への自主避難や指定緊急避難場所へ避難することを基本としている。

市民生活部をはじめとする避難所担当部局は、災害の状況に応じて、被災地に近い安全な避難所を開設し、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するなど、避難者の過密抑制を考慮し、できる限り多くの避難所を開設することとしている。

避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立して避難所を運営し、運営に当たっては、要配慮者、女性、子供、性的マイノリティの方等の意見が十分に反映されるよう多様なニーズに配慮することとしている。

さらに、要配慮者への配慮として、福祉保険部は、避難所での生活ができる限り支障のないものとなるようにするとともに、一般の避難スペースでの生活が困難な要配慮者に対して、その状況に応じて、社会福祉施設、地域の小中学校の保健室等の協力を求めて福祉避難所を開設し、要配慮者を収容することとしている。

また、本市の災害時の廃棄物対策について定めた旭川市災害廃棄物処理計画において、避難所ごみは避難所周辺に一時集積所を設置し、収集運搬及び処分は、原則として、平時のルートに避難所を組み込んで行うこととしている。

し尿処理については、同計画において、「災害時における機器の調達に関する協定書」に基づき、民間事業者と連携して仮設トイレの必要数を確保して避難所に設置するとともに、状況に応じて、市が備蓄している簡易トイレにより対応することとしており、仮設トイレの設置に当たり配慮する事項として、臭気など避難所や周辺世帯への影響を考慮して設置場所を選定することや高齢者や障がい者が利用しやすい仮設トイレの設置に配慮することなどを定めている。

し尿の収集運搬・処理は平時の体制を基本として、仮設トイレ設置翌日から収集運搬を開始し、処理、保管等の受入施設を確保することとしている。

エ 生活救援

旭川市地域防災計画では、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、災害発生当初は家庭内などの備蓄品で対応することを原則とし、状況に応じて、経済部が「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等に基づき、調達業者からペットボトル飲料水を確保するとともに、上下水道部が水槽積載車により、避難所等に設けた給水拠点において給水活動を行うこととしている。

食料及び生活必需品は、災害発生当初は家庭内等の備蓄で対応することを原則とし、家庭内備蓄が取り出せない避難者に対して、市の備蓄を供給するとともに、状況に応じて、経済部等が「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」等に基づき、調達業者に要請して確保し、避難所等において、町内会、自主防災組織等の協力の下分配することとしている。

なお、生活必需品の調達の際は、女性用品の確保に配慮するとともに、配給場所では女性に配慮しながら分配することとしている。

(2) 災害発生時の対応への備え

ア 計画・マニュアル等の整備

旭川市防災基本条例において、市の責務の一つとして防災に関する計画の策定を掲げており、本市では、法令に基づく旭川市地域防災計画や旭川市水防計画などのほか、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、適切かつ迅速に対応するた

めに、平常時の対策や災害発生時の方法、手順などを定めた計画やマニュアル等を策定している。

監査対象とした計画・マニュアルは次表のとおりである。

(令和7年8月31日現在)

担当部課	名称	目的・内容	直近の改定月
防災安全部 防災課	旭川市地域防災計画	災害対策基本法に基づき、旭川市の地域における防災に関し、予防活動、応急対策活動、復旧活動等の一連の災害対策を実施するに当たり、市、防災関係機関、市民及び事業所がその全力をあげて、市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。	R7.7
防災安全部 防災課	旭川市水防計画	水防法に基づき、旭川市域における河川等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。	R7.7
防災安全部 防災課	旭川市備蓄計画	災害対策基本法、旭川市防災基本条例、旭川市地域防災計画に基づき、今後の備蓄の在り方等に係る基本的な方針を示すことを目的とする。	R5.3
防災安全部 防災課	旭川市国民保護計画	国民保護法に基づき、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等を定めることにより、武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進することを目的とする。	R7.8
防災安全部 防災課	旭川市業務継続計画 -大規模災害発生時-	災害発生時に本市が担う災害復旧や被災者対応等の業務と通常業務のうち継続優先度の高い業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ選定し、被災状況下においても組織としての能力をより効果的に機能させ、市民生活や財産等への影響を最小限にとどめ、一刻も早い災害からの復旧、復興を目指すことを目的とする。	R6.6
防災安全部 防災課	旭川市災害時受援計画	大規模災害が発生した場合に外部からの応援を円滑に受け入れることを目的として策定。	R5.9
防災安全部 防災課	旭川市強靱化計画	平成28年度の連続台風や平成30年7月豪雨など国土強靱化に係る施策の重要性が高まっていることから、大規模自然災害に備えた強靱なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。	R7.3

担当部課	名称	目的・内容	直近の改定月
防災安全部 防災課	災害時職員行動マニュアル	旭川市及びその周辺で、地震、風水害、事故災害等が発生したときに、できるだけ早く職員の参集・配備を行い、初動活動がとれるように職員が行うべき対応をまとめたもの。	R7.4
防災安全部 防災課	災害対策本部運営マニュアル	旭川市及びその周辺で、地震、風水害、事故災害等が発生したときに、迅速に災害対策本部を設置し、災害対策本部員等、その運営に携わる職員が行うべき対応をまとめたもの。	R7.4
防災安全部 防災課	避難情報の判断・伝達マニュアル	災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令するべきか等の判断基準やわかりやすい伝達内容について取りまとめておくことで、住民の迅速かつ円滑な避難を促すことを目的とする。	R3.12
防災安全部 防災課	避難所開設・運営マニュアル	震災を中心に、過去の災害に学んだ教訓である要配慮者の配慮、女性の参画、男女のニーズへの対応、感染症対策といった視点を踏まえ、避難所の開設～受入れ～運営～閉鎖に必要な手順・内容など基本的事項を示したもの。	R3.6
防災安全部 防災課	旭川市避難マニュアル（市民用）	発令する避難情報、それに対する警戒レベル、とるべき避難行動を住民等に周知するとともに、住民等が自発的に判断し避難行動を行うことを目的として、災害に備えて事前に確認すべきこと、災害時の避難行動などを簡潔にまとめた市民向けの避難マニュアル。	R6.1
福祉保険部 福祉保険課	災害発生時における福祉保険部の役割について	旭川市域において災害が発生したときに、福祉保険部職員のとるべき行動・対応について定めるもの。	R7.4
福祉保険部 福祉保険課	旭川市福祉避難所開設・運営手順	旭川市地域防災計画に基づく福祉避難所の開設・運営について定めるもの。	R3.8
福祉保険部 障害福祉課	第4次旭川市障がい者計画	防災・防犯対策の推進として、現状と課題の洗い出し、避難行動要支援者名簿の作成、福祉避難所の指定等の指針を定めるもの。	R3.4
環境部 廃棄物政策課	旭川市災害廃棄物処理計画	大規模災害発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的とする。	R4.8
土木部 土木事業所	内水排除等対応計画	雨災害時等に優先的な内水排除対応を必要とする箇所における行動計画を個別に明示することにより、緊急時における円滑で効率的な初動対応作業を実現させ、市民生活の安心安全を確保することを目的とする。	R7.6

担当部課	名称	目的・内容	直近の改定月
上下水道部 総務課	旭川市水道局事故対策要綱	本市水道・下水道に関する事故が発生し、又はそのおそれのある場合、応急対策活動を推進するため、必要な体制を確立するとともに、応急復旧その他必要な事故対策に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	R4.4
上下水道部 総務課	旭川市水道局事故対策要領	旭川市水道局事故対策要綱に基づき、応急対策活動等の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。	R7.4
上下水道部 管路管理課	応急給水マニュアル	災害事故時等において混乱なく市民に飲料水等の供給を行えることを目的とする。	R7.6
上下水道部 管路管理課	大雨対応ファイル	大雨による災害を最小限にすることを目的として、災害を未然に防ぐ防災対応と、災害が発生してからの対応についてまとめたもの。	R7.6

イ 備蓄品・資機材の整備

旭川市防災基本条例において、市の責務の一つとして避難者等に必要な食品、飲料水その他の物資の備蓄を掲げており、旭川市備蓄計画において、備蓄の在り方等に係る基本的な方針を示している。

同計画では、備蓄に対する基本的な考え方として、公的備蓄について、避難所や市有施設等での備蓄と、民間事業者等と締結した協定に基づく物資調達を想定した流通備蓄を示しており、公的備蓄品目のうち食料品、生活必需品、避難所運営用資機材については、備蓄物資支給者数や必要数などに基づく目標数量を設定している。

避難所等における備蓄については、同計画に定める品目や目標数量を踏まえて整備を進め、廃校施設1か所に集中的に保管しているほか、避難所として指定された学校等の公共施設や防災に関する協定を締結した民間事業者の施設等に保管している。

各備蓄場所別の備蓄品目・数量については、参考資料の「備蓄品一覧」のとおりである。

流通備蓄については、監査基準日現在12事業者等と次表のとおり協定を締結しており、このうち食料品や飲料品の調達を主な目的とする協定については経済部が所管し、それ以外の協定については防災安全部が所管している。

○応急生活物資供給関係

(令和7年8月31日現在)

担当部課	協定名	締結先	概要	締結日
経済部 経済総務課	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合 ユーブ さっぽろ	食料品、飲料品、生活物資、その他旭川市が指定する物資の供給	H15.9.1

担当部課	協定名	締結先	概要	締結日
経済部 経済総務課	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	MEGAドン・キホーテ 旭川店	食料品、飲料品、生活物資、その他旭川市が指定する物資の供給	H21. 6. 19
経済部 経済総務課	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	あさひかわ 農業協同組合	食料品、飲料品、生活物資、その他旭川市が指定する物資の供給	H24. 9. 6
防災安全部 防災課	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ 災害対策センター	日用品、電気用品、暖房機器、その他旭川市が指定する物資の供給	H26. 12. 1
防災安全部 防災課	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	(株)サッポロ ドラッグストア	医薬品、食料品、日用品、その他旭川市が指定する物資の供給	H28. 2. 3
防災安全部 防災課	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	(株)ツルハ	医薬品、食料品、日用品、その他旭川市が指定する物資の供給	H28. 2. 12
経済部 経済総務課 ※	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブソーイルブ ン・ジャパン	食料品、飲料、日用品、その他旭川市が指定する物資の供給	H29. 6. 28
経済部 経済総務課	洪水時における緊急避難場所としての使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	イオン北海道 (株)	食料品、飲料品、生活物資、その他旭川市が指定する物資の供給	H29. 10. 3
防災安全部 防災課	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	(株)サントラック プラス	医薬品、食料品、日用品、その他旭川市が指定する物資の供給	H29. 11. 1
経済部 経済総務課 ※	洪水時における地域住民等の緊急避難場所としての施設使用及び災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株)トライアルカンパ ニー	食料品、飲料品、生活物資、その他旭川市が指定する物資の供給	R4. 1. 26

※協定は、防災安全部防災課が締結している。

○燃料物資供給関係

(令和7年8月31日現在)

担当部課	協定名	締結先	概要	締結日
防災安全部 防災課	災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	旭川地方石油 販売業協同組 合	ガソリン、軽油、灯油及び重油等の供給	H23. 12. 19
防災安全部 防災課	災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定	旭川地方灯油 小売商組合	灯油の供給	H23. 12. 19

備蓄品は災害が発生した時に初めて使用するものであるため、平常時は良好な備蓄場所において適切に保管する必要がある。

また、専ら災害対応にのみ使用する資機材についても、備蓄品と同様に、平常時は適切に保管するとともに、災害発生時に正常に機能するように、適正に管理する必要があるため、次表に掲げる災害対応用資機材も監査対象とした。

○災害対応用資機材

(令和7年8月31日現在)

担当部課	施設名称	保管場所	資機材	規格等	単位	数量	
上下水道部 管路管理課	水道局庁舎	吹抜車庫	給水車	3,000L	台	2	
			給水車	2,500L	台	1	
		応急給水資材 庫	仮設水槽用内袋			枚	16
			エンジンポンプ			台	2
			水中ポンプ・発電機			組	4
			エンジンポンプ			台	3
			ポリ袋	6L	枚	7,058	
			ポリ袋	10L	枚	1,175	
			仮設水槽	1m ³	台	4	
			亀吉雨水ポンプ 場	排水ポンプ車			台
	ポンプパッケージ				台	4	
	可搬型発電機	125kVA		台	5		
	可搬型発電機	45kVA		台	4		
	水中ポンプ	口径150		台	2		
	水中ポンプ	口径200		台	2		
	水中ポンプ 操作盤	口径150用		台	1		
	水中ポンプ 操作盤	口径200用		台	1		
	エンジンポンプ	口径100		台	2		
	ホース (水中ポンプ用)	口径150		m	140		
	ホース (水中ポンプ用)	口径200	m	140			
ホース (エンジンポンプ用)	口径100	m	100				
投光器 (電源エンジン付)		台	2				
土のう袋		枚	2,000				
土のう		個	4,550				

担当部課	施設名称	保管場所	資機材	規格等	単位	数量
上下水道部 管路管理課	石狩川浄水場	排水処理棟	給水タンク	500L	台	3
			給水タンク	1,000L	台	1
			ポリ袋	6L	枚	4,100
			ポリ容器	10L	個	919
			仮設水槽	1m ³	台	18
	忠別川浄水場	フロキュレー ター室	仮設水槽	1m ³	台	9
			ポリ袋	6L	枚	5,200
			ポリ容器	10L	個	850
	西神居浄水場	資材室	ポリ容器	10L	個	34
	江丹別浄水場	資材室	ポリ容器	10L	個	28
春光台配水場	搬入室	給水タンク	1,000L	台	2	
市立旭川小学校	電気室	仮設水槽	1m ³	台	1	
(株)旭川浄化	大型倉庫	給水車	6,300L	台	1	
土木部 土木事業所	土木事業所	大型車庫	排水ポンプ車		台	3
			電源車		台	1
		暖房機械室	投光器（電源エンジン付）		台	4
		吹抜倉庫	土のう		個	1,500
		大型倉庫	土のう袋		枚	1,200
			大型土のう袋		枚	60

ウ 訓練・研修の実施

旭川市地域防災計画では、災害時に適切な行動をとるためには、平常時の訓練の積み重ねによって実践的な行動力を身に付けることが必要であり、大規模地震の発生等の様々な条件を想定して、防災関係機関や地域住民等と連携した地域特性、災害リスクに応じた効果的な防災訓練を実施することを方針としており、市、関係機関、市民等が参加する総合防災訓練や、同訓練を補完するため各部局別の訓練などの個別訓練を実施するとしている。

また、危機管理体制の理解と行動力を高めるため、職員に対し、防災知識の普及啓発や各職場における業務マニュアル等の習熟を目的とする研修を実施するとしている。

監査対象とした訓練・研修は参考資料の「訓練・研修一覧」のとおりである。

なお、積雪寒冷期を想定した訓練のような、監査基準日時点では実施されない訓練が見込まれるほか、複数年間の訓練内容の比較をするために、令和3年度から令和7年度までの訓練・研修を監査対象とした。

エ 防災知識の普及

旭川市地域防災計画では、災害時に適切な行動をとるためには、あらかじめ災害知識、災害時の行動基準や関係機関との連携について習熟しておくことが重要であり、あらゆる機会を通じて、防災知識の普及を図ることを方針としている。

市民等に防災知識を普及するために、災害に対する一般知識、3日分以上の備蓄等の準備、災害情報の正確な入手方法、避難情報の意味と内容、避難場所、避難路等の避難対策などについて防災広報を推進することとしており、広報手段としてテレビ、インターネット、SNS等のほか、パンフレット等の作成及び配布、講習会、講演会等の開催及び訓練の実施などを掲げている。

同計画に基づき、防災安全部において、市ホームページに防災関係のページを開設するほか、フェイスブックやX（旧ツイッター）などのSNSに設けた旭川市防災アカウントにより情報を発信するとともに、市民を対象とした防災講習会などを行っている。

2 着眼点別の状況

個別事項における監査の着眼点ごとに、監査の結果を述べる。

(1) 計画・マニュアル等の不備

ア 必要事項が適正に規定されているか。

必要事項が適正に規定されているか確認したところ、法令に基づき策定した計画のうち旭川市水防計画について、水防法第33条第4項の規定により準用する第7条第2項の規定により、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならぬところ、同計画には特に水防活動従事者の安全確保に関する記載はなかった。

法令に基づき策定した他の計画については、法令に定める必要事項について適正に規定していた。

また、国等により策定の手引やガイドラインなどが示されている計画については、手引等の記載内容と計画の規定内容を、相互に関連する事項を規定している計画・マニュアルについては両者の規定内容をそれぞれ照合したところ、一部において整合しないものはあったものの、おおむね適正に規定していた。

イ 関係法令等に定める事務手続を行っているか。

直近の改定の際の事務手続について確認したところ、法令に基づき策定した計画については、法令等に定める附属機関への諮問や意見聴取、アンケートや意見提出手続などの市民参加等の事務手続は適正に行われていた。

また、全ての計画・マニュアルについて、計画等の性質や重要性に応じて、旭川市事務専決規程に定める市長又は事務専決者による意思決定は適正に行われていた。

ウ 見直しは、効果、社会経済情勢の変化等を踏まえて、その修正原因を十分調査・検討の上適切に行われているか。

直近の改定における見直しの時期や内容について確認したところ、法令等により毎年検討を加え、必要があるときは修正・変更することとされている計画や計画期間を定めている計画については、定められたサイクルにおいて、附属機関への諮問なども含めた修正等の内容の精査を行った上で、見直しを行っていた。

また、他の計画・マニュアルについても、地域防災計画や洪水ハザードマップ改定などの関連する情報の変化や人事異動等による担当者変更などの定例的な変化に合わせて、見直しを適切に行っていた。

(2) 備蓄品・資機材の不備・不足

ア 計画等に基づき、必要十分な品目や数量が確保されているか。

備蓄品については、「災害時の応急物資の備蓄及び管理について」をテーマとして、平成29年度に実施した行政監査において、当時の旭川市備蓄計画に掲げた各品目の整備目標数と実際の備蓄数を照合した結果、備蓄数が計画値を大幅に下回っており、計画に掲げる内容と実態について乖離が生じていることから、一定の整合を図るよう必要な見直しを検討するよう求めていた。

監査基準日時点の旭川市備蓄計画を確認したところ、5年ごとの見直しサイクルに基づき令和2年12月に改定するとともに、令和5年3月に一部修正しており、これまでの備蓄状況や国の迅速に物資を被災地に届けるための支援体制の整備などを踏まえて、備蓄品目及び目標値の見直しが行われていた。

監査基準日現在における各品目の備蓄数と、目標数に対する充足率は次表のとおりであり、食料品のうちアルファ化米などの主食、生活必需品のうち災害用毛布、防災マット、災害用寝袋などについて、5割から6割ほどの充足率に留まっている。

<食料品>

品目	単位	備蓄目標数	備蓄数	不足数	充足率
主食 ・アルファ化米 ・25年保存食 等	食	90,000	54,154	35,846	60.2%
補食 ・栄養機能食品 ・野菜ジュース 等	食	30,000	30,400	—	101.3%

品目	単位	備蓄目標数	備蓄数	不足数	充足率
乳児用ミルク	食	1,200	1,216	－	101.3%
離乳食	食	700	700	0	100.0%

<生活必需品>

品名	単位	備蓄目標数	備蓄数	不足数	充足率
災害用毛布	枚	13,500	7,675	5,825	56.9%
防災マット	枚	13,500	6,951	6,549	51.5%
災害用寝袋	枚	13,500	6,425	7,075	47.6%
簡易トイレ	個	210	175	35	83.3%
哺乳瓶	個	1,200	1,248	－	104.0%
乳児用紙おむつ	枚	現有数を維持し、協定等 等に対応	768	－	－
大人用紙おむつ	枚	現有数を維持し、協定 等に対応	320	－	－
女性用生理用品	枚	現有数を維持し、協定 等に対応	272	－	－
トイレットペーパー	ロール	現有数を維持し、避難 所となる施設でのスト ック、協定等に対応	1,800	－	－

<避難所運営用資機材>

品名	単位	備蓄目標数	備蓄数	不足数	充足率
コークスストーブ一式	台	135	135	0	100.0%
コークス（燃料）	袋	2,025	2,025	0	100.0%
石油ストーブ一式	台	54	54	0	100.0%
発電機	台	131	105	26	80.2%
大型救急箱	台	10	10	0	100.0%
大型浄水器	台	2	2	0	100.0%
浄水器	台	32	32	0	100.0%
給水ポンプ	台	32	32	0	100.0%
ガソリン携行缶	個	131	105	26	80.2%
投光器	器	154	154	0	100.0%
コードリール	個	181	181	0	100.0%

品名	単位	備蓄目標数	備蓄数	不足数	充足率
やかん	個	148	148	0	100.0%
灯油タンク	個	270	270	0	100.0%
灯油ポンプ	個	54	54	0	100.0%
鍋	個	148	148	0	100.0%
簡易水槽	個	118	118	0	100.0%
生活用水資機材	式	50	50	0	100.0%
カセットコンロ	個	50	49	1	98.0%

なお、令和6年1月に発生した能登半島地震における備蓄の在り方等の課題を踏まえて、監査実施期間中である令和8年2月に市備蓄計画を改定しており、備蓄品目について、食料品に介護食、生活必需品に携帯用トイレや紙コップ、使い捨てどんぶり等の食器類などを追加するほか、発災直後から良好な避難所環境を整えるために、避難所用テントや簡易ベッドなどの避難所環境整備用資機材を新たに設定するなどの拡充を図るとともに、各品目の備蓄目標数についても、設定を見直していることを確認した。

災害対応用資機材については、備蓄品のような整備計画は策定していないが、災害発生時等において、職員及び災害対応業務委託業者で対応するために必要な資機材は整備されており、大規模な災害により人員及び資機材に不足が生じた場合には、北海道や関係団体等と締結した防災協定に基づき、人員及び資機材の応援を受けることを想定しているとのことである。

イ 台帳等と実際の数量は整合するか。

ウ 保管場所や管理方法は適正か。

平成29年度に実施した行政監査において、当時の全ての備蓄場所について現地調査を行っているため、今回の監査では、備蓄品はその後新たに設定された備蓄場所について、災害対応用資機材は全ての保管場所について、それぞれ現地調査を行った。

現地調査を行った備蓄場所は、次表のとおりである。

(令和7年8月31日現在)

施設名称	保管場所	備蓄品	単位	数量
東部住民センター	1階 物品庫	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	40

施設名称	保管場所	備蓄品	単位	数量
啓明地区センター	2階 和室棚	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50
北星地区センター	1階 備品庫 天井裏	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50
北部住民センター	1階 受付準備室、 体育室内更衣室棚	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50
春光台地区センター	1階 体育館器具室	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50
末広地区センター	2階 物品庫	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50
新旭川地区センター	2階 和室棚	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50
永山住民センター	2階 物入	アルファ化米	食	100
		野菜ジュース	本	60
		毛布	枚	50
神楽岡地区センター	1階 備品庫 屋外 防災資機材庫	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50
西神楽市民交流センター	1階 機械室 屋外 倉庫（別敷 地）	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	20
		防災マット	枚	50
		寝袋	枚	24
神居住民センター	2階 和室棚	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50

施設名称	保管場所	備蓄品	単位	数量
忠和地区センター	2階 和室棚	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	50
旭川理容美容専門学校	地下 受水槽室 2階 倉庫	アルファ化米	食	100
		毛布	枚	50
		防災マット	枚	50
		寝袋	枚	60
江丹別支所	1階 器具庫 別棟 車庫	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	60
		毛布	枚	20
		防災マット	枚	25
		寝袋	枚	20
		トイレトペーパー	ロール	24
		やかん	個	2
		大鍋	個	2
		生活用水資機材	式	1
		簡易水槽	個	5
嵐山中央会館	1階 物品庫	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	60
		毛布	枚	40
東光スポーツ公園武道館	アンプ保管庫	アルファ化米	食	744
		クラッカー	食	840
		野菜ジュース	本	630
		栄養機能食品	本	10,240
		毛布	枚	100
		防災マット	枚	100
		寝袋	枚	100
		石油ストーブ	式	1
		灯油タンク	個	2
		灯油ポンプ	個	1
旭川市工業技術センター	2階 メカトロニクス実験室	アルファ化米	食	100
		野菜ジュース	本	60
		毛布	枚	100

施設名称	保管場所	備蓄品	単位	数量
旭川市工業技術センター	2階 メカトロニクス実験室	防災マット	枚	100
		寝袋	枚	100
21世紀の森ログハウス	1階 物品庫	アルファ化米	食	100
		毛布	枚	20
		防災マット	枚	25
		寝袋	枚	20
東旭川学校給食センター	2階 備蓄庫	洋風とり雑炊	食	20,040
		クラッカー	食	14,040
		野菜ジュース	本	1,200
永山中央公園管理棟	研修室	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	20
		寝袋	枚	20
損保ジャパン旭川ビル	1階 会議室	アルファ化米	食	50
		野菜ジュース	本	30
		毛布	枚	10
		防災マット	枚	25
		段ボールベッド	個	2
		タープテント	張	2
旭川市役所総合庁舎	7階 倉庫	アルファ化米	食	50
		離乳食	食	700
		野菜ジュース	本	510
		栄養機能食品	本	10,240
		乳児用ミルク	食	1,216
		哺乳瓶	本	1,248
		防災マット	枚	20
		寝袋	枚	74
		非接触型温度計	個	8
ひとみ幼稚園	別館1階 物置	簡易トイレ	個	5
重度障がい児支援 花色	屋外 物置	発電機	個	1
		携行缶	個	1

また、旧旭川第2小学校については、当時と状況が大きく異なり、大量かつ多様な品目を集中的に備蓄していることから、備蓄場所の状態を確認するための現地調査を行った。

現地調査の結果、災害対応用資機材のうち土のうや一部のポリ袋については、数量が膨大なため照合ができなかったものの、他の災害対応用資機材や備蓄品については、事前に提出を受けた一覧表と数量が一致した。

ただし、一部の備蓄場所において、他の施設物品や市以外が所管する備蓄品と混在しているとともに、備蓄品のリストが備え付けられていないため、備蓄品の特定ができず、結果として保管が確認できなかったものや、備蓄品が特定しづらいものがあった。



左：他の施設物品と備蓄品が混在しているため、備蓄品の特定ができなかったもの

右：市以外が所管する備蓄品と混在しているため、備蓄品が特定しづらかったもの



また、一部の備蓄場所において、地下の機械室の奥やロフト部分などに保管しているため、災害発生時において迅速な搬出が懸念されるものがあったが、他に適当なスペースがないため、やむを得ないものと認められた。

旧旭川第2小学校については、雨漏りの跡が散見されたほか、2階の旧教室に大型の段ボールが大量に保管されており、災害発生時において迅速な搬出が懸念された。



左：床に残った雨漏りの跡



右：大型の段ボールが大量に保管されていたもの

エ 流通備蓄を想定している品目は、協定等により確保されているか。

旭川市備蓄計画では、公的備蓄のうち食料品について、発災直後から必要となる1日分の食料の3分の1を北海道からの支援及び協定締結先からの調達により賄うこととしている。

また、生活必需品のうち、紙おむつ、生理用品、トイレットペーパーの現保有数で不足する分や、避難所運営用資機材のうち石油ストーブ、発電機、カセットコンロの燃料は協定等に対応することとしている。

他の品目分についても、保有分で不足が生じた場合には、協定等に基づく調達で対応することが想定される。

市が締結している防災協定のうち応急生活物資や燃料などの供給に関する協定を確認したところ、公的備蓄品目である食料品、飲料品、医薬品、日用品、燃料などが調達の対象となっているとともに、それぞれの品目について複数の事業者や業界団体と協定を締結していた。

また、災害発生時に円滑に調達できるように、協定担当部局において、協定締結先と定期的に連絡を取り、連絡先や担当者などに加えて、可能な範囲で在庫状況も確認していた。

(3) 訓練・研修の不足

ア 計画等に基づき、定期的に行っているか。

災害対策本部訓練や避難所開設訓練などは定期人事異動後間もない5月頃に、水防活動の一環である内水排除訓練は出水期前の6月頃に、市民参加型の総合防災訓練は9月の防災週間にそれぞれ実施するなど、各部局において、効果的な時期に毎年訓練を実施していた。

また、各部局の通常業務や人員体制などの状況を考慮して随時訓練や研修を実施していることを確認したが、環境部については、旭川市災害廃棄物処理計画（令和4年8月改訂）では、災害時に計画が有効活用されるよう教育訓練を継続的に行っていくとされているところ、国等が開催する訓練等には随時参加していたが、独自の訓練・研修は監査対象期間中には実施していなかった。

なお、環境部において監査実施期間中である令和8年3月24日に、災害廃棄物処理訓練研修を実施したことを確認した。

イ 実践的かつ効果的な内容となっているか。

市民参加型の総合防災訓練や内水排除訓練などは、災害発生時における対応現場となる指定避難所や排水樋門等において、地域住民や対応業務受託者などの関係者も参加し、想定シナリオに基づき実際に避難所の開設や資機材の設営などの作業を行う実践的な訓練であった。

一方で、災害対策本部訓練や避難所開設訓練などは、災害対応に関する基礎知識の習得を目指して、災害対策本部体制や避難所開設・運営マニュアルの内容などの座学と情報伝達のロールプレイングや避難所運営用資機材の設営などの実技を組み合わせ

るなど、各部局において、担当事務の内容や人員体制などの課題などを踏まえて訓練等の目標を設定し、効果的なものとなるよう訓練等の内容を企画していた。

ウ 結果を検証し、内容の改善やマニュアルの改正等につなげているか。

訓練会場等において終了後に訓練内容を振り返って講評を行っているものや、参加者を対象にアンケートを実施して訓練等の理解度や課題を確認しているもの、報告起案において課題を洗い出して改善策を検討しているものなど、訓練等の目的や内容に応じて適宜検証を行い、改善を図っていた。

(4) 防災知識の周知不足

ア 広報は適切に行われ、市民等に周知徹底されているか。

市ホームページに掲載されている防災関係のページを確認したところ、防災に関する各種情報について、分野ごとに分類した上で階層化して掲載されており、データは適時に更新されていた。

また、通常メニューページから遷移するルートのほかに、災害情報などの災害発生時において優先して把握すべき情報に限定したページへつながるリンクをトップページに配置して、災害発生時に必要な情報を迅速に得られるように配慮されていた。

ページの一部において、次のような状態が見受けられた。

- ・ 避難所一覧及び避難場所一覧の各ページへのリンクを掲載したページについて、名称が類似しているにもかかわらず説明書きがないため、両者の違いが分からない。
- ・ 避難所などの一覧を掲載したページについて、中段以下は所在順に配置されているものの、新規や更新した施設を上段に配置したことにより、掲載順の一部が不規則になっているため、最寄りの施設を探しづらい。
- ・ 防災アプリの紹介、要配慮者の避難などの各種情報に関するページへのリンクを掲載したページについて、様々な分野の情報に関するページへのリンクを順不同に掲載しているため、分かりづらい。

スマートフォンが急速に普及し、多くの人インターネットを利用できるようになったため、市としても最新情報を常時かつ比較的安価に発信できるとともに、市民等もいつでも必要な時に必要な情報を入手できるという面で、インターネットを利用した防災広報は特に効果的な広報手段と考えられる。

一方で、高齢者などの情報活用に不慣れな人に向けて、ホームページやSNS以外の手段による防災広報も不可欠であり、手元に保管していつでも必要な時に見ることができるという面で、紙媒体による防災広報は有効な広報手段と考えられるが、監査基準日時点においては、効果的な取組は確認できなかった。

なお、防災安全部において監査実施期間中である令和8年3月に、新しい洪水ハザードマップや災害発生時に役立つ知識や事前の対策などをまとめた「旭川市防災これ一冊まとめ」を作成し、市内全世帯に配布したほか、転入者や希望者用として、総合庁舎や各支所などにおいて配布していることを確認した。

3 監査の結果

前記の方法により監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

監査の結果について、次のとおり意見要望事項を述べる。

(1) 旭川市水防計画について

水防計画について、水防法の規定により、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならぬとされているところ、水防活動従事者の安全確保に関する規定は見受けられない。市では津波は想定されないものの、洪水、内水氾濫などの危険を伴う水防活動は想定されるとともに、市民等と同様に水防活動従事者の安全確保も重要であることから、水防活動所管部局と協議の上、計画の見直しを検討されたい。 (防災安全部)

(2) 備蓄品の保管管理状況について

備蓄品について、適正な管理と適切な保管場所の確保が求められるが、指定避難所の備蓄場所において、他の備蓄品や施設物品と混在し、速やかな判別が困難なものが見受けられた。本来の目的とは別に、貴重なスペースを提供しなければならない施設側の状況も理解できるものの、避難者の安全を守る避難所としての役割があることから、備蓄品の適正管理と災害時の速やかな搬出のため、施設側との協議も含めて、必要な対応策を検討されたい。 (防災安全部)

(3) 独自の訓練・研修の実施について

訓練及び研修について、旭川市災害廃棄物処理計画では、災害時に計画が有効活用されるよう教育訓練を継続的に行っていくとされているところ、近年、国や他部局が開催した訓練等への参加実績はあるものの、独自に実施した訓練等は監査実施期間中に行った研修1回のみであった。災害時に計画に定める対策を適切に実行するためには、独自の訓練等を実施することがより効果的と考えられることから、継続的に訓練等を実施するよう努められたい。 (環境部)

(4) ホームページによる防災広報について

ホームページについて、防災に関する各種情報を掲載し、防災知識の普及を図っているが、次のとおり閲覧した際に支障を来すおそれのある状態が見受けられた。ホームページは平常時において災害に備えて閲覧するのはもちろんのこと、災害時において対応に必要な情報を得るために閲覧するものでもあることから、情報を分かりやすく掲載することが求められるため、必要な見直しを検討されたい。(防災安全部)

- ・ 避難所、避難場所のような類似した用語を掲載したページについて、各用語の説明がないため、違いが分からないもの
- ・ 避難所などの一覧を掲載したページについて、新規や更新した情報を上段に配置するなど、掲載順の一部が不規則になっているため、得たい情報を探しづらいもの
- ・ 災害に備えるための各種情報を掲載したページについて、様々な分野の情報を順不同に掲載しているため、分かりづらいもの

4 むすび

今回、「災害発生時の対応への備えについて」をテーマとして監査を行い、前述のとおり意見要望事項を述べたところである。

今後の課題について、次のとおり所見を述べる。

旭川市備蓄計画に基づく備蓄について、令和6年能登半島地震における課題を踏まえて、令和8年2月に計画を改定し、備蓄品目の追加や避難所環境整備用資機材の新設、備蓄目標数の見直しなどを行ったところである。

令和7年5月に行われた旭川市民アンケート調査では、食料品について何らかの備蓄をしている市民は75.4%、生活必需品については78.3%となっており、平成29年5月に行われた同調査では、食料品、生活必需品などについて何らかの備蓄をしている市民は37.1%であったことから、市民備蓄が進んできていると考えられるが、同計画では発災直後から必要となる1日分の食料品を備蓄するとしているところ、令和8年3月末見込みでは多くの品目で不足が生じている。

また、避難所生活における課題の一つとされているトイレや睡眠環境、プライバシー確保などの生活環境の問題に発災直後から対応するためには、計画に定める避難所環境整備用資機材の整備も重要である。

今後、国の交付金なども活用して財源の確保を図るとともに、増加する備蓄品に対応する保管場所の拡充に努めながら、新たな備蓄計画に基づく備蓄を着実に進められたい。

避難所等における備蓄について、旧旭川第2小学校に集中的に保管しているほか、学校

や住民センターなどの公共施設等に分散して保管しているが、旧旭川第2小学校は施設の一部に劣化が見られるとともに、市街地から離れた郊外地区に立地していることに加えて、土地・建物全体の売却による跡利用者を募集している状況のため、今後、備蓄品の他の施設への移動が必要となることも見込まれる。

多種かつ大量の備蓄品を保管するには、各種備蓄品の最適な保管環境の確保と、災害発生時の迅速な供給を可能とする保管場所の確保が重要であることから、備蓄倉庫の整備及び分散配置について検討されたい。

独自の訓練・研修について、各部局の対応業務に応じて適宜訓練等を実施していることを確認したが、組織としての対応力の向上を図るためには、継続的に実施することが重要であることから、現状や課題を分析した上で、内容の見直しを図りながら、引き続き効果的な訓練等を実施されたい。

防災知識の普及について、新しい洪水ハザードマップや災害発生時に役立つ情報をまとめた冊子「旭川市防災これ一冊まとまっぷ」を令和8年3月に作成し、市内全世帯に配布したほか、市総合庁舎や支所などで転入者や希望者に配布している。

この冊子は、災害発生時に備えて家庭でただ保管するのではなく、市民一人一人が日頃から読み込んで防災知識を身につけることが、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとるためには重要であることから、SNSや広報誌などで定期的に周知する、防災講習会で教材として使用するなど、有効活用に向けた取組を検討されたい。

国では、令和8年度中の防災庁設置に向けた準備を進めており、令和7年12月には防災庁の組織体制や担う事務などを定めた基本方針が閣議決定されている。

基本方針によると、被災者に寄り添った支援体制の構築、産学官民連携体制の構築などの担当事務に関連して、避難生活環境の抜本的な改善に向けた取組、市町村への応援体制の充実・強化、資機材整備や訓練の実施などの地域における事前防災の取組の推進などがうたわれており、今後の市の災害対策にも様々な影響が見込まれることから、国の動向を注視し、適確に対応されることを期待する。

最後に、今回の監査が、本市の災害対策に係る事務のより一層効果的かつ効率的な推進につながり、地域防災力の向上、災害に強いまちづくりの一助となることを望む。

参考資料

災害対策の事務分掌

部	班名(平常時の課)	事務分掌
総括部 (防災安全部)	防災班 (防災課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災对本部の総括に関する事。 2 市災对本部の設置、運営及び廃止に関する事。 3 自衛隊派遣要請に関する事。 4 国及び道に対する要請及び報告に関する事。 5 市災对本部の非常配備体制に関する事。 6 気象の予報、特別警報・警報・注意報、情報等の受理及び伝達に関する事。 7 被災者相談窓口の開設に関する事。 8 日赤救助活動との連絡調整に関する事。 9 部内の総括に関する事。 10 り災証明及びり災届出証明に関する事。
	交通防犯班 (交通防犯課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による交通対策に関する事。 2 市災对本部の設置、運営及び廃止に関する事。 3 被災地の防犯に関する事。
総務部 (総務部)	総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災对本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事。 2 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 部内の総括に関する事。 4 り災証明及びり災届出証明に関する事。 5 災害に係る他自治体との連絡調整に関する事。
	庁舎・車両・物資班 (管財課、契約課、工事 検査課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の車両確保及び配車に関する事。 2 被災地への応急物資の輸送に関する事。 3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関する事。 4 災害対策用の燃料の確保に関する事。 5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関する事。 6 災害物資の購入及び調達に関する事。
	要員支援班 (人事課、職員厚生課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における職員の動員に関する事。 2 災害対策業務従事職員への食料及び物資の供給に関する事。 3 災害に係る職員の公務災害補償に関する事。 4 職員の安否確認に関する事。
情報管理部 (行財政改 革推進部)	第1情報管理班 (行政改革課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。 3 市災对本部のネットワークの構築に関する事。 4 情報の収集及び整理に関する事。
	第2情報管理班 (情報政策課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関する事。 2 市災对本部のネットワークの構築に関する事。 3 情報の収集及び整理に関する事。
	第3情報管理班 (公共施設マネジメント課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び整理に関する事。
受援・広報部 (総合政策部)	第1受援班 (政策調整課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の総括に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。
	第2受援班 (財政課、公立大学課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る財政に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。
	秘書班 (秘書課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事。

部	班名(平常時の課)	事務分掌
受援・広報部 (総合政策部)	広報班 (広報広聴課)	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 市民広報に関する事。
	都市交流班 (都市交流課)	1 外国人への情報提供及び相談に関する事 2 市民広報に関する事。
特命部	第1特命班 (議会事務局)	1 部内の総括及び連絡調整に関する事 2 議長、副議長及び各議員への連絡に関する事 3 特命事項に関する事。
	第2特命班 (農業委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事。
	第3特命班 (選挙管理委員会事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事。
	第4特命班 (監査事務局)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事。
	第5特命班 (いじめ防止対策推進部)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事。
	第6特命班 (女性活躍推進部)	1 特命事項に関する事 2 避難所の開設及び管理に関する事。
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)	1 部内の総括に関する事 2 部内各班の調整に関する事。
	都市計画班 (都市計画課)	1 危険区域の巡視に関する事 2 被災宅地の危険度判定に関する事。
	交通空港班 (交通空港課)	1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。
調査部 (税務部)	調査庶務班 (税制課)	1 部内の総括に関する事 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事 3 被災台帳の作成に関する事 4 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。
	第1調査班 (市民税課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事 2 被災台帳の作成に関する事 3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。
	第2調査班 (資産税課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事 2 被災台帳の作成に関する事 3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。
	第3調査班 (納税管理課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事 2 被災台帳の作成に関する事 3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。
	第4調査班 (納税推進課)	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関する事 2 被災台帳の作成に関する事 3 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)。
避難部 (市民生活部)	第1避難班 (市民生活課)	1 部内の総括に関する事 2 避難所の総括、開設及び管理に関する事 3 火葬場の確保に関する事 4 被災者の相談に関する事

部	班名(平常時の課)	事務分掌
避難部 (市民生活部)	第2 避難班 (市民課)	1 避難所の開設及び管理に関する事。 2 被災者の相談に関する事。
	地域活動推進班 (地域活動推進課)	1 住民組織との連絡及び協力に関する事。 2 ボランティアに関する事。 3 避難所の開設及び管理に関する事。 4 被災者の相談に関する事。
	支所班 (神居支所、江丹別支所、 永山支所、東旭川支所、 神楽支所、西神楽支所、 東鷹栖支所)	1 避難所の開設及び管理に関する事。 2 区域内の広報、被災者相談、各種申請等に関する事。
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班 (環境総務課、廃棄物政 策課、清掃施設整備課、 廃棄物処理課、環境指導 課、クリーンセンター)	1 部内の総括に関する事。 2 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理方法に関する事。 3 仮設トイレの設置に関する事。
	ごみ収集班 (廃棄物処理課、クリー ンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の収集運搬に関する事。
	ごみ処理班 (廃棄物政策課、廃棄物 処理課、環境指導課、 クリーンセンター)	1 災害廃棄物(し尿を含む。)の処理に関する事。
援護部 (福祉保険部)	第1 援護班 (福祉保険課)	1 部内の総括に関する事。 2 義援金に関する事。 3 行方不明者の情報収集に関する事。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事。 5 ボランティアに関する事。
	第2 援護班 (長寿社会課、介護保険 課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関する事。
	第3 援護班 (障害福祉課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 3 担当する要配慮者利用施設との連絡調整に関する事。
	第4 援護班 (国民健康保険課)	1 危険区域の巡視に関する事。 2 義援金に関する事。 3 行方不明者の情報収集に関する事。 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事。
	第5 援護班 (指導監査課)	1 危険区域の巡視に関する事。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事。 3 避難行動要支援者の避難支援に関する事。

部	班名(平常時の課)	事務分掌
援護部 (福祉保険部)	第6 援護班 (生活支援課)	1 危険区域の巡視に関する事 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事 3 避難行動要支援者の避難支援に関する事 4 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事
	第7 援護班 (保護第1課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事
	第8 援護班 (保護第2課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事
	第9 援護班 (保護第3課)	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事 2 避難行動要支援者の避難支援に関する事 3 遺体の収容、火葬及び埋葬に関する事
健康保健部 (健康保健部)	第1 保健班 (保健総務課、医務薬務課)	1 部内の総括に関する事 2 被災者の医療対策の総括に関する事 3 旭川市医師会、旭川歯科医師会、旭川薬剤師会及び災害拠点病院との連絡調整に関する事 4 被災地の医薬品、衛生材料等の需給に関する事 5 災害医療対策本部に関する事
	第2 保健班 (保健予防課、健康推進課)	1 被災者の健康保持に関する事 2 所管する要配慮者の保健に関する事 3 被災者の感染症対策に関する事 4 特定給食施設等との連絡調整に関する事
	第3 保健班 (衛生検査課、動物愛護センター)	1 被災地の防疫に関する事 2 ペット対策に関する事 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事
	第4 保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班 (子育て支援課、子育て助成課、こども保育課、おやこ応援課、子ども総合相談センター、愛育センター)	1 部内の総括に関する事 2 応急保育に関する事 3 園児の安否確認及び保護に関する事 4 危険区域の巡視に関する事 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関する事 6 避難行動要支援者の避難支援に関する事 7 避難所の開設及び管理に関する事(第2非常配備以降)
観光支援部 (観光スポーツ部)	観光支援班 (観光課)	1 部内の総括に関する事 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事 3 物資保管センターの確保及び運営に関する事
	物資管理班 (スポーツ推進課、スポーツ施設整備課)	1 物資保管センターの確保及び運営に関する事 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事

部	班名(平常時の課)	事務分掌
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班 (経済総務課、経済交流課)	1 部内の総括に関する事。 2 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関する事。 3 市民が使用する燃料の確保に関する事。
	第2食料物資班 (産業振興課、企業立地課、工芸センター)	1 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関する事。 2 市民が使用する燃料の確保に関する事。 3 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。
	工業技術センター	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。
	旭山動物園	1 来園者の安否確認及び保護に関する事。
農政部 (農政部)	農政班 (農政課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災農家の支援に関する事。 3 応急食料の調達及び供給に関する事。
	農業振興班 (農業振興課)	1 応急食料の調達及び供給に関する事。 2 被災農家の支援に関する事。 3 家畜対策に関する事。
	農林整備班 (農林整備課)	1 応急食料の調達及び供給に関する事。 2 被災農家の支援に関する事。
	農業センター	1 施設利用者の安否確認及び保護に関する事。 2 被災農家の支援に関する事。
建築部 (建築部)	住宅班 (建築総務課、市営住宅課)	1 部内の総括に関する事。 2 応急仮設住宅入居者の決定に関する事。 3 応急仮設住宅の管理に関する事。
	建築調査班 (建築指導課)	1 被災建築物の応急危険度判定及び応急対策に関する事。 2 災害救助法適用時における住宅の応急修理に関する事。
	建築班 (公共建築課、設備課)	1 応急仮設住宅の設置に関する事。 2 避難所及び救護所の応急措置等に関する事。 3 公共施設の危険度判定及び応急対策に関する事。
土木部 (土木部)	第1土木班 (土木総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 応急資材の調達及び配分に関する事。
	第2土木班 (土木管理課)	1 交通規制等の措置に関する事。
	第3土木班 (用地課)	1 危険区域の巡視に関する事。
	第4土木班 (土木建設課)	1 道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 道路・河川関係の災害復旧工事に関する事。
	第5土木班 (公園みどり課)	1 公園、緑地等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 危険区域の巡視に関する事。
	第6土木班 (雪対策課、土木事業所)	1 道路、橋りょう、河川、排水路等の応急修理に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 緊急除雪に関する事。 4 危険区域の巡視に関する事。
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班 (経営管理課)	1 部内の総括に関する事。 2 災害情報の受理、収集及び報告に関する事。 3 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事。 4 被災者の応急医療及び収容の事務に関する事。

部	班名(平常時の課)	事務分掌
医療部 (市立旭川病院 事務局)	医事班 (医事課、薬剤科、臨床 器材科)	1 救護所の設置及び管理に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。 3 医療、歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関する こと。
	医療班 (医局、看護部他)	1 被災者の応急医療救護、収容、介助及び看護に関すること。 2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関すること。 3 助産に関すること。
消防部 (消防本部)	消防庶務班 (総務課)	1 部内の総括に関すること。 2 緊急必要資材の調達及び補給に関すること。 3 消防団員の動員に関すること。 4 消防団員の公務災害補償に関すること。
	予防班 (予防課)	1 災害の予防広報及び警戒広報に関すること。 2 火災警報に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 災害の情報収集及び連絡報告に関すること。
	警防班 (警防課)	1 災害活動の記録に関すること。 2 消防機関への応援要請に関すること。 3 消防用車両の配車計画に関すること。 4 水防に関すること。 5 医療機関との連携に関すること。
	指令班 (指令課)	1 通信の運用及び確保に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。
	南消防班 (南消防署)	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。
	北消防班 (北消防署)	1 災害の警戒及び防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。
	消防特命班 (上川消防署、鷹栖消防 署)	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班 (教育政策課、学校施設 課)
	第2教育班 (学務課、教職員課、教 育指導課)	1 児童及び生徒の安否確認に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。
	第3教育班 (学校保健課)	1 被災児童、生徒及び学校施設の衛生管理に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班 (社会教育課)	1 部内の総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第5教育班 (文化振興課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。

部	班名(平常時の課)	事務分掌
第2教育部 (社会教育部)	第6教育班 (公民館事業課)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第7教育班 (中央図書館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第8教育班 (科学館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第9教育班 (博物館)	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
水道部 (上下水道部)	水道総務班 (総務課)	1 部内の総括に関すること。 2 人員、車両等の調達及び確保に関すること。 3 災害情報の受理、収集及び報告に関すること。 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。
	連絡調達班 (経営企画課)	1 住民組織との連絡調整に関すること。 2 応急資材の調達に関すること。
	現地広報・給水班 (管路管理課)	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。
	配水調整班 (管路管理課、水道施設課)	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
	水源班 (浄水課)	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
	下水道班 (管路管理課、下水道施設課)	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
	処理場班 (下水処理センター)	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
会計部 (会計課)	会計班 (会計課)	1 災害関係経費の出納に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・所属員の安否及び参集状況の把握に関すること。 ・所管の被害調査、応急対策、復旧等に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。
------	---

備蓄品一覧

令和7年8月31日現在

備蓄場所	アル フ化 水 (缶)	涼風と り離炊 (缶)	クラッ カー (缶)	備食 (缶)	野菜 シェ ン (缶)	野菜 シェ ン (缶)	栄養機 能食品 (本)	乳児用 ミルク (缶)	哺乳瓶 (本)	毛布 (枚)	防災 マツ ト (枚)	寝袋 (枚)	大型救 急箱 (個)	トイ ット ヘ ッ パ ー (P-4) (枚)	おむつ 大人 (枚)	おむつ 乳児 (枚)	女性用 生理用 用品 (個)	大型浄 水器 (個)	簡易ト イレ (個)	コーク スス ト (缶)	コーク ス (缶)	やかん (個)	大鍋 (個)	生活用 水 機 (式)	浄水器 (個)	簡易水 槽 (個)	給水ホ ンブ (個)	石油ス ト ンブ (式)	石油タ ンク (個)	石油ボ ンブ (個)	発電機 (個)	携行缶 (個)	コード リ ン (個)	投光器 (式)	カセ ン ト コ ン (個)	給水タ ンク (個)	保管場所									
日童小学校																						2	2						2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階体育館機械室					
新町小学校	600		840		120					300	300	300	1	48							3	45	2	2				1													2階備蓄 2階言葉室機小屋裏					
青雲小学校																					3	45	2	2																		1階体育館物置				
知新小学校																							2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階体育館ステージ下 (地下物置)				
朝日小学校	750		720		120					300	300	300	1	48							3	45	2	2				5														1階体育館ステージ下 2階家庭科教室 3階図工教室				
千代田小学校	50		60							100	100	100											2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階体育館ステージ下			
東町小学校	50		60							100	100										3	45	2	2					1													1階体育館器具室 4階塔屋水槽室				
豊岡小学校	100									100	100												2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階体育館ステージ下			
啓明小学校																							2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階体育館更衣室		
東栄小学校	100									100	100	100											2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階体育館ステージ下		
旭川第3小学校	50		60							100	100												2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階物品庫		
東光小学校	100									100	100												2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階体育館更衣室 ステージ上物置	
共栄小学校	100									100	100												3	45	2	2				1														1階体育館物置・更衣室		
愛宕東小学校	50		60							100	100												3	45	2	2				1														1階屋内消火栓ポンプ室		
愛宕小学校	50		60							50	50												2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1階防災用具保管室	
旭川小学校	100									100	100												2	2					2	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2階体育館器具室3
旧旭川第2小学校										1,470	881	2,307		1,128	320	768	272						15	225	16	16	9	2	33	2	3	18	3	13	24	24									1階体育館ステージ上・ 特設教室・音楽室 2階教室	
旭川第5小学校 (併設 桜岡中)	50				60					50	50	50		24								3	45	2	2				5															1階暖房機械室・体育館下 (屋外入口)		
旧旭川第1小学校	50				60					50	50	50		24								3	45	2	2				5														1階体育館ステージ上物置 体育館下(屋外入口)			
大有小学校																						3	45	2	2				1															1階体育館器具室・ 体育館下(屋外入口)		
北光小学校	50		60							100	100	20										3	45	2	2				1															1階暖房所備蓄庫 3階物品庫		

備蓄場所	アル 化 米 (kg)	洋 単 上 米 (kg)	ク ラ フ ク ラ フ (kg)	調 理 食 料 (kg)	野 菜 シ ュ ー ス (kg)	常 備 薬 品 (kg)	乳 児 用 品 (kg)	噴 霧 瓶 (本)	毛 布 (枚)	防 火 被 褥 (枚)	寝 袋 (枚)	大 型 教 育 用 品 (kg)	1/4小 さい (0-4) (kg)	おむつ 用 (枚)	おむつ 用 (枚)	女 性 用 生 理 用 品 (kg)	大 型 浄 水 器 (kg)	簡 易 ト イ ス (kg)	コ ー ク ス ト ー プ (kg)	コ ー ク ス ト ー プ (kg)	や かん (kg)	大 鍋 (kg)	生 活 用 水 濾 機 材 料 (kg)	浄 水 器 (kg)	簡 易 水 箱 (kg)	給 水 機 (kg)	給 水 機 (kg)	圧 縮 空 気 機 (kg)	灯 油 タ ン ク (kg)	灯 油 タ ン ク (kg)	電 機 機 器 (kg)	機 行 車 (kg)	コ ン ト リ ャ ル (kg)	投 入 機 (kg)	カ セ ッ ト コ ン ト ロ ー ロ (kg)	給 水 タ ン ク (kg)	保 管 場 所			
西郷料地小学校	100								100												2	2							2	10	2	2	2	3	2	2	1階教室・機械室 (体育館側)			
緑が丘小学校	100								100												2	2							2	10	2	2	3	2	1	1階物品庫・ 体育館ステージ上物置				
旧聖和小学校	50				60				50		50		24							3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			2	1	2	2	1階体育館ステージ下・ 機械室(開放玄関側)			
西神楽小学校	50				60				50		50		24							3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			2	1	2	2	1階体育館ステージ上物置			
神居東小学校																					2	2							2	10	2	2	3	2	2	1階器材室				
神居小学校									20	25	20									3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			2	1	2	2	1階体育館ステージ下			
台場小学校									50	50	20										2	2							2	10	2	2	3	2	2	1階体育館入口前器具室				
富沢小学校																				3	45	2	2		1	1	5					1	2	2	1	2	2	1階体育館ステージ下		
忠和小学校									20	25	20										2	2							2	10	2	2	3	2	2	2	1階体育館ステージ下・ 体育館ステージ上物置			
旧嵐山小学校 (併設 旧嵐山中)																				3	45	2	2		1	1	5					1	2	2	1	2	2	1階階段下		
江丹別小学校 (併設 江丹別中)									30	25	30																					1	1	2	2	1	2	2	1階体育館・機械室	
びあふる岩山 (旧旭川第4小学校)	50				30				50	50	50																											1階物品庫・体育館		
旧神居古瀬小学校 (併設 旧神居古瀬中)	50				60				50	50	50		24							3	45	2	2		1	1	5					1	1	2	2	1	2	2	1階家庭科室	
中央中学校																				3	45	2	2		1	1	5					1	1	2	2	1	2	2	備置倉庫(駐輪場横)	
東光中学校																				3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			1	1	2	2	1	2	2	1階体育館ステージ下
光陽中学校																				3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			1	1	2	2	1	2	2	1階図書館蔵書室
東明中学校																				3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			1	1	2	2	1	2	2	1階水槽室
愛宕中学校																				3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			1	1	2	2	1	2	2	1階多目的スペース
北門中学校																				3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			1	1	2	2	1	2	2	3階物品庫
広慶中学校																				3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			1	1	2	2	1	2	2	1階物品庫
明星中学校																				3	45	2	2		1	1	1	1	1	2			1	1	2	2	1	2	2	1階体育館ステージ下

訓練・研修一覧

担当部課	名称	開催日	場所	参加人数	内容
防災安全部 防災課	旭川市防災訓練 (災害対策本部訓練)	R3. 5. 25 ～5. 27	各部署の執務室	270人	災害対策本部会議訓練
防災安全部 防災課 市民生活部 市民生活課	避難所開設訓練	R3. 7. 26 ～8. 6	神楽公民館 北彩都子ども活動センター 旧旭川第2小学校	121人	避難所開設・運営マニュアルの内容確認 避難所開設に係る実働訓練 (簡易ベッドの設営等)
防災安全部 防災課	旭川市防災訓練 (災害対策本部訓練)	R4. 5. 25	総合庁舎議会議棟 旧旭川第2小学校	41人 19人	災害対策本部会議訓練 避難所開設訓練
防災安全部 防災課 市民生活部 市民生活課	避難所開設訓練	R4. 5. 16 ～5. 31	神楽公民館 北彩都子ども活動センター 旧旭川第2小学校	93人	避難所開設・運営マニュアルの内容確認 避難所開設に係る実働訓練 (簡易ベッドの設営等)
防災安全部 防災課	総合防災訓練 (市民参加型)	R4. 9. 4	旧神居古潭小中学校	西神居地区住民29人 視察者22人	避難訓練 避難所開設訓練 応急給水体制、展示
防災安全部 防災課	冬季防災訓練 (市民参加訓練・職員 訓練①②③)	R5. 1. 23 ～2. 8	総合防災センター 旧旭川第2小学校体育館	市民参加訓練20人 職員訓練①～③36人	冬季の停電を想定した避難所の体験 備蓄食料の作り方、試食 段ボールベッドの組立
防災安全部 防災課	旭川市防災訓練 (災害対策本部訓練)	R5. 4. 26	職員会館	本部事務局担当職員33人	課長職を対象にした災害対策本部等に関する基礎知識を習得 する職員研修
防災安全部 防災課 市民生活部 市民生活課	避難所開設訓練	R5. 7. 19	旧旭川第2小学校	14人	避難所開設・運営マニュアルの内容確認 避難所開設に係る実働訓練 (簡易ベッドの設営等)
防災安全部 防災課	総合防災訓練 (市民参加型)	R5. 8. 27	西神楽市民交流センター 瑞穂会館 旧聖和小学校 千代ヶ岡会館 西神楽公民館就実分館	西神楽地区住民95人 市等34人 関係機関31人 視察者26人 ボランティア5人	避難訓練 防災講話 展示見学

担当部課	名称	開催日	場所	参加人数	内容
防災安全部 防災課	旭川市防災訓練 (災害対策本部訓練) 「本部事務局職員研修」	R6. 4. 23	総合庁舎 7階大会議室 A	本部事務局担当職員49人	本部事務局職員訓練の実施に向けた準備
防災安全部 防災課	旭川市防災訓練 (災害対策本部訓練) 「本部事務局職員訓練」	R6. 5. 28	総合庁舎 7階大会議室 A	本部事務局担当職員46人	本部事務局職員訓練
防災安全部 防災課	旭川市防災訓練 (災害対策本部訓練) 「本部事務局職員訓練」	R6. 5. 30	総合庁舎 7階大会議室 A	本部事務局担当職員38人	N T T 東日本との合同演習
防災安全部 防災課 市民生活部 市民生活課	避難所開設・運営訓練	R6. 6. 20 ～6. 28	総合庁舎 7階大会議室 A	117人	避難所開設・運営マニュアルの内容確認 避難所開設に係る実働訓練(簡易ベッドの設置等) 避難所運営時における感染対策に関する講話
防災安全部 防災課	総合防災訓練 (市民参加型)	R6. 8. 31	びあふる岩山	豊田・米原瑞穂地区住民69人 市38人 関係機関25人 視察者35人 一般参加者等15人	避難訓練 防災講話 展示見学
防災安全部 防災課	内閣府衛星通信 設備展開訓練	R6. 10. 22 ～10. 24	総合庁舎 7階大会議室 C 屋上	職員5人 委託事業者 5人	衛星通信設備展開訓練 災害対策現地合同本部を庁舎内に設置する訓練
防災安全部 防災課	冬季防災訓練 (市民・関係機関 ・関係部局)	R6. 12. 21	東光スポーツ公園武道館	市民16人 市職員等16人 スタッフ31人 視察者3人	冬季における避難所の設置 避難所における多様な防災対策(各ブース展示・説明及び 実習等) 能登地震でのD M A T の活動などについての講習
防災安全部 防災課	旭川市防災訓練 (災害対策本部訓練) 「本部事務局職員研修」	R7. 4. 23	総合庁舎 7階大会議室 A	本部事務局担当職員40人	本部事務局職員訓練の実施に向けた準備
防災安全部 防災課 市民生活部 市民生活課	避難所開設・運営訓練	R7. 5. 27 ～5. 28	総合庁舎 7階大会議室 A	81人	避難所開設・運営マニュアルの内容確認 避難所開設に係る実働訓練(簡易ベッドの設置等) 避難所開設時における準備のポイント 避難者の受入対応に関する講話

担当部課	名称	開催日	場所	参加人数	内容
防災安全部 防災課	旭川市防災訓練 (災害対策本部訓練) 「本部事務局職員研修」	R7. 6. 24	総合庁舎 7階大会議室A	本部事務局25人 担当職員10人	職員研修の復習 水害シナリオ
防災安全部 防災課	衛生安否確認サービス (Q-ANPI) 操作説明会	R7. 7. 30	神楽公民館 2階研修室	市民生活部9人 担当職員5人	NEC職員による衛生安否確認サービス (Q-ANPI) 操作説明
防災安全部 防災課	総合防災訓練 (市民参加型)	R7. 8. 31	イオンモール旭川西	未集計 スタッフのゴール受付294人 視察者19人	商業施設における避難経路及び避難場所の確認 各体験による防災知識の習得
福祉保険部 福祉保険課	福祉保険部防災訓練	R3. 5. 25	執務室	職員8人	土砂災害指定地域の確認 福祉避難所の開設の手順 要支援者名簿による対象者の把握と連絡手法の確認
福祉保険部 福祉保険課	福祉保険部防災訓練	R5. 8. 2	執務室	職員61人	各配備体制、緊急巡視、安否確認及び保護 (避難支援) に係る机上訓練
福祉保険部 福祉保険課	福祉避難所開設・運営訓練 (机上訓練)	R7. 2. 14	総合庁舎 5階会議室	職員6人	福祉避難所開設・運営に係る机上訓練
経済部 経済総務課	災害対策本部訓練 (経済部個別訓練)	R5. 6. 5	経済部会議室 オンライン	職員16人	各課の役割分担の確認 食料物資の業務の確認
経済部 経済総務課	災害対策本部訓練 (経済部個別訓練)	R6. 6. 5	経済部会議室 オンライン	職員14人	各課の役割分担の確認 食料物資の業務の確認 災害対策本部事務局研修を踏まえた再確認事項の共有
経済部 経済総務課	災害対策本部訓練 (経済部個別訓練)	R7. 7. 8	会議室 4A オンライン	職員14人	各課の役割分担の確認 食料物資の業務の確認 災害対策本部訓練 (個別訓練) 災害対応シナリオを使用した 実際の対応方法の確認
土木部 土木事業所	土木部防災訓練 (第2新星樋門)	R6. 6. 26	第2新星樋門	職員44人 委託業者6人	迅速な内水排除作業の手順確認

担当部課	名称	開催日	場所	参加人数	内容
土木部 土木事業所	土木部防災訓練 (栄川樋門)	R7. 6. 25	栄川樋門	職員41人 委託業者5人	迅速な内水排除作業の手順確認
上下水道部 管路管理課	内水排除訓練	R3. 6. 7 ～6. 8	永山取水施設	職員1人 委託業者約50人	排水ポンプ車配備 排水ポンプ設置
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 (内水排除業務訓練)	R3. 6. 10 ～6. 11	永山取水施設	職員36人	排水ポンプ・ホースの設置、稼働、撤収までの一連の作業
上下水道部 管路管理課	内水排除訓練	R4. 7. 1 ～7. 5	永山取水施設	職員1人 委託業者約50人	排水ポンプ車配備 排水ポンプ設置
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 (内水排除訓練見学)	R4. 7. 4 ～7. 5	永山取水施設	職員18人	内水排除業務受託者による排水ポンプ、排水ホース等の 設置、稼働、撤収作業見学
上下水道部 管路管理課	内水排除訓練	R5. 5. 24 ～5. 29	永山取水施設	職員1人 委託業者約50人	排水ポンプ車配備 排水ポンプ設置
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 (内水排除訓練見学)	R5. 5. 29	永山取水施設	職員7人	内水排除業務受託者による排水ポンプ、排水ホース等の 設置、稼働、撤収作業見学 ホース接続・発電機始動等体験
上下水道部 総務課	水道局事故対策本部訓練	R5. 6. 5	水道局庁舎 4 階第 2 会議室	職員27人	災害対応シナリオに沿った活動内容概要の確認
上下水道部 総務課 管路管理課	技術研修 (応急給水訓練)	R5. 6. 16	忠別川浄水場管理棟前駐車場	職員38人	給水車の注水、給水タンクの組立、給水車の加圧ポンプ操作 等の訓練
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 (座学)	R5. 6. 28	水道局庁舎 4 階第 2 会議室	職員18人	水道局の災害・事故対応体制の概要 災害時の市民対応

担当部課	名称	開催日	場所	参加人数	内容
上下水道部 管路管理課	内水排除訓練	R6. 5. 27 ～5. 31	永山取水施設	職員1人 委託業者約50人	排水ポンプ車配備 排水ポンプ設置
上下水道部 管路管理課	内水排除訓練	R6. 5. 31	永山取水施設	職員8人 委託業者約10人	想定シナリオに応じた指示・役割の確認（机上訓練） 排水ポンプ車配備 排水ポンプ設置
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 （内水排除訓練見学）	R6. 5. 31	永山取水施設	職員13人	想定シナリオに基づく内水排除訓練の見学
上下水道部 総務課 管路管理課	技術研修 （応急給水訓練）	R6. 6. 28	忠別川浄水場管理棟前駐車場	職員38人	給水車の注水、給水タンクの組立、給水車の加圧ポンプ操作 等の訓練
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 （座学）	R6. 7. 3	水道局庁舎4階第2会議室	職員23人	水道局の災害・事故対応体制の概要 災害時の市民対応
上下水道部 総務課	水道局事故対策本部訓練	R6. 7. 11	水道局庁舎4階第2会議室	職員25人	災害対応シナリオに沿った活動内容概要の確認
上下水道部 水道施設課	災害時等対応訓練 （応急給水訓練）	R7. 5. 1 ～5. 2	水道局庁舎駐車場	職員14人	応急給水車、応急給水袋の基礎知識及び操作訓練
上下水道部 水道施設課	災害時等対応訓練 （応急給水車操縦訓練）	R7. 5. 2	亀吉雨水ポンプ場	職員3人	応急給水車の基礎知識及び操縦訓練
上下水道部 管路管理課	内水排除訓練	R7. 5. 27 ～5. 30	永山取水施設	職員1人 委託業者約60人	排水ポンプ車配備 排水ポンプ設置
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 （内水排除訓練等見学）	R7. 5. 28	永山取水施設	職員13人	内水排除業務受託者による排水ポンプ、排水ホース等の 設置、稼働、撤収作業見学 ホース接続・発電機始動等体験

担当部課	名称	開催日	場所	参加人数	内容
上下水道部 管路管理課	内水排除訓練	R7. 6. 9	神居第4樋門	職員8人 委託業者12人	想定シナリオに応じた指示・役割の確認（机上訓練） 排水ポンプ車配備 排水ポンプ設置
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 （内水排除訓練見学）	R7. 6. 9	神居第4樋門	職員9人	想定シナリオに基づく内水排除訓練の見学
上下水道部 総務課 管路管理課	災害・事故対応研修 （応急給水訓練）	R7. 6. 26	忠別川浄水場管理棟前駐車場	職員20人	給水車の注水、給水タンクの組立、給水車の加圧ポンプ操作等の訓練
上下水道部 総務課	災害・事故対応研修 （座学）	R7. 6. 27	水道局庁舎4階第2会議室	職員18人	水道局の災害・事故対応体制の概要 災害時の市民対応

